髙和果公報

発 高 知 月 高 知 力 月 一 丁 目 2 番 2 0 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

ページ 規則 ◎高知県契約規則の一部を改正する規則 告 示 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課) ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による指定医療機関の 事業の廃止の届出 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による指定医療機関の 事業の休止の届出 ○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課) 高知県公営企業局管理規程 ◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程 高知県人事委員会規則 ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規 ◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一 部を改正する規則 正誤 ◎正誤(平31・4・1付け 規則) 高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

高知県英利規則の一部を改正する規則をここに公布する 令和元年5月31日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第5号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)の一部を次のよ

うに改正する。

第17条第1項第1号中「10分の7から10分の9まで」を「10分の7.5から10分の9.2まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年6月1日から施行する。 (経過措置)

2 この規則による改正後の高知県契約規則第17条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行う工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合について適用し、同日前に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行った工事又は製造の請負の契約の締結については、なお従前の例による。

------告 示

高知県告示第93号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和元年5月31日

 た 田 内 科 沓閘巾町巾町四野2030-6
 " " "

 高 岩 診 療 所 吾川郡いの町下八川甲350番地 令元・5・7

 1

エール薬局よこ 須崎市横町 8 - 1 平31・4・1 まち店

高知県告示第94号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和元年5月31日

高知県知事 尾崎 正直 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日 やまもも歯科ク 南国市十市1770-4 平31・3・31 リニック

高知県告示第95号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

令和元年5月31日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 休止年月日 影山歯科診療所 安芸市矢ノ丸二丁目7-4 平31・3・9

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和元年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画の種類

高知広域都市計画用途地域

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び高知市役所

公営企業局管理規程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように 定める。

令和元年5月31日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第1号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「10分の7から10分の9まで」を「10分の7.5から10分の9.2まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の高知県公営企業局契約規程第9条の 2第1項第1号の規定は、この規程の施行の日以後に入札の公 告又は入札参加者の指名に係る通知を行う工事又は製造の請負 の契約を締結しようとする場合について適用し、同日前に入札 の公告又は入札参加者の指名に係る通知を行った工事又は製造 の請負の契約の締結については、なお従前の例による。

------人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここ

令和元年5月31日

に公布する。

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第2号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第3の9の表中「皇太子、皇太子妃、文仁親王」を「上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第3号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部 を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第13備考2中「1の一又は二」を「1の一、二又は三」 に、「1の四」を「1の五」に改める。

別表第19の2 短大卒の一 短大3卒の項(1)中「卒業」を 「卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」に改 め、同表の2 短大卒の二 短大2卒の項(1)中「卒業」を「卒 業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

.

恒

榖

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平31・4・1	号外16	◎則	2	右	別記第 1 号様式 略	別紀第1号様式 略